

生徒生活規定

〔1〕 服装・容姿について

1 制服の着用について

- (1) 本校指定の制服を着用すること。(午前部・午後部、夜間部は標準服)
- (2) ズボン・スカート・スラックス
指定のズボン、スカートまたは、女子用スラックスを着用する。スカートの丈は膝頭が隠れる程度とする。
- (3) ワイシャツ・ポロシャツ
白無地・レギュラーカラーのワイシャツを着用する。ポロシャツは本校指定のものとする。
- (4) ネクタイ・リボン
ズボン・スラックス着用時はネクタイ、スカート着用時はリボン、それぞれ指定のものを使用する。
- (5) セーター・ベスト
セーター・ベストは本校指定のものを着用する。(カーディガンの着用は不可)
- (6) ソックス及びストッキング
ソックス・・・紺、黒、白及びそれに準じた華美でないもの
ストッキング・・・黒または肌色のもの
- (7) 靴
黒または冬服学生靴、あるいは運動靴とする。
- (8) 鞆・ベルト
鞆を使用するときは、スポーツバッグ、背負い型バッグ、学生カバンを使用する。
ベルトは紺、黒、茶で華美でないものとする。
- (9) 上履き
上履きは本校指定の上履き（学年色）とする。

服装規定に何月から夏服・冬服という決まりはない。季節、気温、場面にあった着こなしを以下の表のように着用すること。

服装	ネクタイ	リボン	第1ボタン
ブレザー着用時	つける	つける	とめる
ワイシャツ・ブラウス または、セーター・ベスト着用時 (ブレザーを脱いだ時)	どちらでも可	どちらでも可	ネクタイ・リボンをつけているときはとめる。 ネクタイ・リボンをはずしているときは開けても良い。
ズボン・スラックス	○	×	
スカート	×	○	

※式典は正装、ただし夏期期間（5月1日～10月末日）の式典は略装可

2 頭髪について

- (1) パーマ、エクステ、染色、脱色、派手な刈上げや奇抜なヘアースタイル等は指導の対象とする。
- (2) 前髪は目にかからない程度とする。
- (3) 髪の色は肩にかからない程度とし、それ以上の長さのものは結ぶか編むこと。

〔2〕 校内におけるスマートフォン等の使用について

1 授業中のルール

- (1) 授業中のスマートフォン等は電源を切るか、マナーモードにしてロッカーもしくは鞆の中に入れる。机の上や机の中に置かない。制服のポケット等に入れて身につけない。
- (2) 移動教室のルール
移動教室では、教室を施錠する。
鍵のかかるロッカーにしまっておく。

〔3〕 アルバイトについて

全学年アルバイトは報告制とする。

〔4〕 運転免許証の取得について

自動車等の運転免許の取得及び運転は原則認めない。

生徒指導提要の改定に伴う、校則の見直しの本校の取り組みについて

1. 校則の見直し手順

- ① 校則見直しについて生徒からの意見集約（1学期実施）
 - ・生徒会顧問、生徒指導主事の指導の下、生徒会本部が作成。
 - ・各校則の意義や、令和元年～3年に行われた三部制準備委員会での考え等を全校集会、各HR担任から説明してから実施。
 - ・一斉委員会時等で、定期的に生徒指導主事が生徒会本部と面談を実施。
- ② アンケート結果集約（生徒会本部）
 - ・挙げられた意見を生徒会本部で検討。
- ③ アンケート結果の公開、原案の作成
 - ・原案を作成し、アンケート結果と共に原案を各HRで提示し、意見を求める。
 - ・その意見を元に、生徒会本部・生徒指導部で原案を再検討する。
- ④ 保護者会理事会での原案検討
 - ・校則見直しの経緯を説明し、③でまとめた原案を提示して意見を求める。
 - ・保護者会理事会から出た意見を元に、生徒指導部で原案を再検討する。
- ⑤ 職員への原案の最終案を提示し、校長決済
 - ・反対意見が多数出た場合は、原案の修正も検討する。
- ⑥ 生徒全体への説明
 - ・改定の趣旨と経緯を集会等で説明する。
 - ・生徒、保護者、教員で考えた校則なので、みんなでルールを守る意識を持たせる。
- ⑦ 保護者への説明
 - ・改定の趣旨と経緯を、保護者会理事会等で説明する。
- ⑧ 開かれた学校づくり委員会での説明
 - ・改定の趣旨と経緯を説明する。
- ⑨ 学校HPへの記載
 - ・学校のHPへ新校則と改訂の経緯と過程を掲載する。

佐倉南高校 校則の意義

校則（生徒生活規定のこと。以下「校則」も同様）は、生徒が教育目的を実現していく過程において健全な学校生活を送り、「なぜそうしなければならないのか」を常に考え、よりよく成長していくために設けられているものである。教育基本法に沿って教育目的を実現していく過程において、生徒の発達段階や、学校が地域に求められていること等も踏まえて制定されるものである。本校においては、以下の理由で見直し等を行いながら、校則が制定・改訂されてきた経緯がある。

本校の校則については、「落ち着いた学習環境の醸成」を考えて定められている。服装・身だしなみ・時間・アルバイト・運転免許証の取得などに関係した規定があるが、なぜそのルールがあるのか生徒が常に自問しながら、自分の安全確保を念頭に置いた規定となっている。

令和元年度から令和4年度三部制定時制開始に向けて校則を改定してきた結果、落ち着いた学習環境の確立が出来ている。今後、よりよい学校づくりという観点から、生徒や保護者等の学校関係者の意見を踏まえつつ、議論等を行っていきたいと考えている。